

特別レビューの実施概要について

1. 特別レビューの実施目的及び実施対象

今回の特別レビューは、監査事務所¹が、会長通牒等²の趣旨を十分に理解し、適切に監査業務を実施する体制（監査実施体制）を整備していることを平成28年3月期の監査終了前に確認し、必要に応じて指導を行うことを目的として、以下を対象として、実施しました。

- (1) 上場会社監査事務所名簿に登録されている全156監査事務所³の監査実施体制
- (2) 上位11監査事務所による個別企業の59監査業務に応じた監査実施体制

2. 特別レビューの実施結果

平成28年3月期の監査実施体制には、改善が必要と認められる改善勧告事項はありませんでした。

3. 特別レビューの実施過程において指導した事項

改善勧告事項はなかったものの、特別レビューを厳正に実施した過程において、平成28年3月期の監査終了までに監査事務所が適切に対応するよう指導した事項は以下のとおりです。

➤ 上記1(1)監査事務所の監査実施体制

156監査事務所を調査した結果、2監査事務所に対して、「専門要員に対する指示」、「審査」について指導しました。

➤ 上記1(2)個別企業の監査業務に対する監査実施体制

11監査事務所の59監査業務を調査した結果、9監査事務所の15監査業務に対して、会長通牒の以下の項目について指導しました。

会長通牒の項目	監査業務数※
1. 会計上の見積りの監査	12/59
2. リスク・アプローチに基づく監査	11/59
3. 経営者による内部統制を無効化するリスク	7/59
4. 職業的専門家としての懐疑心	3/59
5. 審査	1/59

※複数の項目について指導した事項があった監査業務が認められた。

4. 今後の対応

今回の特別レビューは、平成28年3月期の監査終了までに監査事務所が整備すべき監査実施体制を緊急かつ重点的に総点検したものであり、指導した事項については、各監査事務所において対応していくことはもちろんのこと、今後の通常の品質管理レビューにおいて、対応状況を確認していきます。

以 上

¹ 公認会計士及び監査法人

² 平成28年1月27日公表の会長通牒平成28年第1号「公認会計士監査の信頼回復に向けた監査業務への取組」及び監査提言集（特別版）「財務諸表監査における不正への対応～不正による重要な虚偽表示を見逃さないために～」

³ 平成28年2月5日現在